

横浜市教育委員会  
臨時会会議録

- 1 日 時 平成27年3月16日（月）午後2時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 今田委員長 西川委員 間野委員 坂本委員 長島委員 岡田委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

# 教 育 委 員 会 臨 時 会 議 事 日 程

平成 27 年 3 月 16 日（月）午後 2 時 00 分

- 1 会議録の承認
- 2 教育長一般報告・その他報告事項
- 3 審議案件
  - 教委第 78 号議案 外部人材の活用について
  - 教委第 79 号議案 横浜市教育委員会会議規則等の一部改正等について
  - 教委第 80 号議案 博物館法施行細則の制定について
  - 教委第 81 号議案 横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について
  - 教委第 82 号議案 横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部改正について
  - 教委第 83 号議案 横浜市教育委員会行政文書取扱規程の一部改正について
  - 教委第 84 号議案 学校運営協議会を設置する学校の指定について
  - 教委第 85 号議案 学校運営協議会を設置する学校の再指定について
  - 教委第 86 号議案 学校運営協議会委員の任命について
  - 教委第 87 号議案 学校運営協議会委員の任命について
  - 教委第 88 号議案 教職員の人事について
  - 教委第 89 号議案 教育委員会事務局職員の人事について
- 4 その他

[開会時刻：午後2時05分]

～傍聴人入室～

今田委員長

すみません、定刻より少し遅れました。

それでは、ただいまから教育委員会臨時会を開会いたします。

初めに、会議録の承認ですが、3月6日の教育委員会定例会と3月10日に急施で開催しました教育委員会臨時会の会議録は、準備中のため、本日の会議録と合わせて次回以降に承認することといたします。

各委員

<了 承>

今田委員長

次に、議事日程に従い、教育長から一般報告をお願いします。

岡田教育長

**【教育長一般報告】**

1 市会関係

○3/11 本会議（追加議案）

○3/11 こども青少年・教育委員会

それでは、報告いたします。

市会との関係ですけれども、3月11日に本会議が開催され、追加議案が1件上程されました。

3月11日、引き続きまして、こども青少年・教育委員会が開催されました。

追加議案になりました26年度予算の補正予算で1件、教育委員会関係がありましたので、審議されました。合わせて27年度の横浜市一般会計予算の審議がされました。

次に請願が1件出されまして、横浜市における教育予算の充実について、採択をされています。

報告事項として、横浜型配達弁当（仮称）の事業者公募に向けたヒアリングの決定につきまして、御報告いたしました。

そのほか外郭団体の経営の方向性、契約案について、さらに附属機関の開催状況などについて報告をいたしました。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

○3/8 横浜市教育委員会表彰式・横浜優秀教員表彰式

(2) 報告事項

主な会議等ですけれども、3月8日に横浜市教育委員会表彰式・横浜優秀教員表彰式を、会場となりました横浜サイエンスフロンティア高校で実施いたしました。

第1部は、児童生徒67名14団体と学校支援をしてくださっております地域の方あるいは学校の方、合計で40名4団体を表彰いたしました。

第2部では、優秀教員表彰として、最優秀教員5名、優秀教員30名、優秀教員奨励賞24名を表彰いたしました。

3月13日は中学校の卒業式を実施いたしましたして、十日市場中学校に今田委員長、瀬谷中学校に西川委員、鶴見中学校に坂本委員、篠原中学校に長島委員、庄戸中学校に私が出席をいたしました。

合わせて3月13日ですけれども、文部科学省が記者発表をいたしました。これは、児童生徒の安全に関する緊急確認調査の結果発表ということで、横浜市からも2名の児童の数字を公表をしております。これは小学校6年生の女子1名と男子1名ですけれども、1名につきましては発表までに既に安否が確認されておりました。健康状態も良く、児童に会えておりますので解決となっておりますが、もう1名は、学校外の集団との関わりの中で危害・被害が生じる恐れがあるということで、現在見守り態勢にあることを報告させていただきました。

説明は、以上です。

今田委員長

教育長から一般報告が終了しましたが、御質問等ございましたらどうぞ。よろしいですか。

それでは、御質問がなければ、次に議事日程に従い、審議案件に移ります。

まず、会議の非公開について、お諮りします。

教委第86号議案「学校運営協議会委員の任命について」から教委第89号議案「教育委員会事務局職員の人事について」までは人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、教委第86号議案から教委第89号議案までは、非公開といたします。

議事日程に従い、教委第78号議案「外部人材の活用について」所管課から説明をお願いいたします。

魚屋教職員人事部長

教職員人事部長の魚屋でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、教委第78号議案「外部人材の活用について」御説明をさせていただきます。

学校外部の人材を横浜市公立学校長として登用するため、平成27年度外部人材の登用方針を定める、というものでございます。

それでは、内容につきまして、教職員人事課長から御説明をさせていただきます。

小田教職員人事課長

教職員人事課長の小田でございます。

それでは、登用方針について御説明をさせていただきます。

資料をめくっていただき、3ページに平成27年度の外部人材の登用方針を記載させていただきました。

まず、1番目の趣旨でございます。この項目の中段にありますとおり、「新たな教育ニーズに対応できる人材の能力を、学校教育に活用する手段の一つとして、学校外部の人材を横浜市公立学校長として登用することとし、次のとおり公募する。」というものでございます。

2番目、求める人材についてでございます。(1)から(3)までを兼ね備えている人材を公募したいと考えております。

(1) 公立学校の使命を理解し、未来を担う子どもたちの教育に確固たる使命感と理念を持つ人材

(2) これまでのキャリアで培った組織マネジメントの経験や専門性を生か

し、教職員の意識改革や人材育成を担える人材

(3) 横浜が推進する教育のために、新たな視点や企画力で公立学校の魅力を高める学校経営ビジョンを打ち出し、実行できる人材というものでございます。

3番目、選考方法でございますが、横浜市公立学校長候補者特別選考を平成27年度に実施する、というものでございます。

4番目、採用職種は、横浜市公立学校長でございます。ただし、高等学校へ配属の場合は、校長代理の場合がございます。

5番目、募集人員は、若干名でございます。ただし、選考の結果、適任者がいない場合は、採用者なしということもあり得るとしてございます。

6番目、受験資格でございますが、次の各項の要件を全て満たす者としております。

(1) 日本国籍を有する者

(2) 平成28年4月1日現在で、49歳以上59歳以下の者

(3) 管理職等として組織又は経営マネジメントの経験を有し、実績を上げた者

(4) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に定める欠格条項のいずれにも該当しない者

(5) 申込み時点で、横浜市の正規教職員でない者

といたしました。

1枚めくっていただきまして、7番、任期でございます。こちらは、任期を定めない任用ということで、定年退職制でございます。例えば、3年とか5年といった任期は定めないということでございます。

8番、採用日等でございますが、平成27年10月1日を予定してございます。採用に際しましては、当初は副校長として採用し、6か月間の研修等を実施させていただきまして、9番に書いてありますように、学校長としての発令は平成28年4月1日からとさせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

今田委員長

所管課から説明が終了しました。  
御質問等ございましたらどうぞ。

間野委員

大変良いことだと思いますので、是非進めていただければと思います。

4ページ目に「副校長として採用し、6か月間の研修等」とありますが、具体的にどんな研修が考えられるのでしょうか。

小田教職員人事課長

これから研修計画を作ってまいりますけれども、今想定しているのは、やはり実際に学校でOJTによりまして、経験のある校長先生の下で、学校でどのような業務を行っているのかというような点を中心に、進めていきたいと思っております。ただ、もちろん学校長として最低限必要な知識は、事務局が座学で行っていきたくは思いますが、基本はOJTにより学校で現場を見ていただくということを考えてございます。

今田委員長

他に何か御質問等はございますか。

では、私から一つ。いろいろな経過がありまして、この件についても内部で何度も議論をしました。その中で、これを進めていくにあたって、新たな視点を取り入れて、研修の中に生かしていくことが重要だと思っております。やはり今の学校教育

が抱えるいろいろな問題に対して、教育について基礎の勉強といいますか、ある意味でオーバーに言うと「教育とは何ぞや」というような、理念の深い部分もしっかり勉強してもらわないといけないと思います。

それから、リーダーシップとチームワークの大切さといったことを、いろいろ研修するとは思いますが、採用された人自身の豊かな経験や才能が発揮できるようにしてほしいと思います。言葉は悪いですが、それを潰すことのないような研修にしないといけないということを、心すべきであろうと思います。

それともう一つ。この制度と合わせて、現在学校長の職についている人について、それなりのスキルのある人なら良いのですが、その中で、優秀なところをうまく生かす、既存の中での生かす工夫も忘れないようにしないといけないと思います。外部から入れるだけではなくて、今いる人たちが持っているノウハウやスキルをやはり生かすということも大事だと思います。ですから、学校現場全体が、ある意味で少し謙虚な気持ちで、運営協議会なんかもそうだけれども、自分たちにはなかったものを外部の人が持っているということを受け止めて、少し謙虚に見つめる、学ぶという気持ちを持つていくことも、私は大事じゃないかと思っています。

そういう人が本当にいるのかどうか、これはまた選考でしっかり見極めないといけないでしょうけれども、外部人材を登用しましたというだけでは、やはり世間の事例を見ても、全体を底上げすることにはなかなかならないのではないのでしょうか。今回も、何歳が良いのかいろいろ議論がありました。正直、私は45歳以上ぐらいからでも良いのではないかと申し上げた時もありました。しかし一方で、本人のリーダーシップと人間力みたいなものを兼ね備えた人物となると、やはり人生経験がより豊富であることが、要件としては理解しやすいのではないかと思います。既に現場にいる人たちにとって、その点を是非生かしていただけるよう、この制度に取り組んでいただきたいと思います。

また、研修のメニューもそうだと思います。外部にもすばらしいものをたくさん持った人がいるでしょうから、そこはまた是非、研修のセクションともよく協議・議論していただけると良いのではないかと思います。

小田教職員人事課長

ありがとうございます。

今田委員長

他には何かありますか。どうぞ。

西川委員

今までもあったと思うのですが、人材を確保するということはとても大事なことでと思います。私も今のお話のように、事務を扱うことと、子供の教育を扱うことについては、やはりすごく重みが違うと考えております。

子供の成長は、小学校は小学校、中学校は中学校と校種がありますし、違うものなのですが、児童理解・生徒理解については相当学んでいただかないといけないように思います。やはり、言葉遣い・言葉のかけ方にしても難しいですし、現場の校長先生たちも大変御苦労なさっている部分がありますので。いろいろとすばらしい才能を発揮していただけると思うのですが、その辺をしっかりと学んでいって現場に出ていただきたく、是非よろしくお願いしたいと思います。

今田委員長

他に何かございますか。

それでは、他に御意見等がなければ、教委第78号議案については原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、原案のとおり承認します。よろしく申し上げます。  
次に、教委第79号議案「横浜市教育委員会会議規則等の一部改正等について」所管課から説明をお願いします。

伊東総務課長

それでは、総務課より御説明いたします。  
教委第79号議案「横浜市教育委員会会議規則等の一部改正等について」、資料を1枚おめくりいただきまして、2ページを御覧ください。  
提案理由ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、関係規定の整備を図る等のため、横浜市教育委員会会議規則等について改正及び廃止を行うため提案するものでございます。今回の規則の一部改正等は、教育委員会制度、新制度の発足に伴う規則の改正等でございます。  
それでは、説明資料を議案の一番最後の31ページの後に付けておりますので、そちらで説明をさせていただきます。説明資料を御覧ください。  
改正理由は、枠囲みに記載しましたように、大きく3点ございます。1点目は、委員長と教育長が一本化されたことに伴う文言整理を行うものです。2点目は、法改正で新たに設けられた規定を規則に反映させるものです。3点目は、引用条文のずれを整理するものでございます。  
その下に、それぞれの改正理由に応じた、改正する規則を整理いたしました。  
1の(1)は、規則中の「委員長」の文言を「教育長」に整理するもので、教育委員会会議規則と4つの規則が該当いたします。  
(2)は、委員長に係る公印を廃止するもので、公印規則を改正いたします。  
それから次に、2の(1)ですが、新たに教育委員会の代表者となる教育長の職務代理委員は、今回の法改正の中で教育長が指名することと定められました。従前は教育委員会会議で諮るということになっておりましたが、この必要がなくなりましたので、規則を廃止いたします。  
2の(2)は、法律で新たに設けられた「議事録の作成・公表に関する努力義務」、「教育長委任事務・臨時代理事務に関する報告義務」等について、従前から横浜市の教育委員会では議事録の公表や一般事務報告を行ってございましたけれども、改めて規則に規定するものでございます。  
2の(3)は、今回の法改正を機に、教育長委任事務の範囲を一部変更することに伴い改正するもので、内容につきましては次のページで御説明いたします。  
先に、一番下の3、引用条文のずれを整理するものですが、3つの規則が該当しております。ただし、横浜市教育委員会事務局事務分掌規則につきましては、機構改革に伴う改正の中で整理をいたしますので、本日の議事日程の中の、第81号議案で御審議いただきたいと存じます。  
それでは、1枚おめくりください。  
先ほどの、教育長に委任する事務の範囲の変更についてです。  
法改正によりまして、教育長委任事務について「その管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない」と新たに法律に規定されました。従来と異なり、委任した事務について教育委員会でチェックする場面ができたということですので、これを一つの機会といたしまして、今回委任事務の範囲を改めて検討いたしました。その結果として、1件の案件について委任事務に変更する案を提案させていただきます。  
1の、現行の教育委員会付議案件を御覧ください。

教育委員会規則で、ここに記載の16項目は、教育委員会で審議する案件と定めています。ゴシック体で太字にしているものは、そもそも法律で委任ができない、必ず教育委員会会議で審議すべきものとされている案件です。それ以外のは横浜市の規則で定めていることとなりますが、今回はその中の「(6) 法第28条に規定する教育財産の取得申出に関する事」を教育長委任事務に変更したいと考えています。

ページ後段の2に記載しましたように、学校の新設や校庭の拡張など様々な事由によって教育財産の取得が必要となりますが、財産の取得に至るまでの議論は教育委員会で十分に行いますので、その上で市長へ財産の取得を申し出る事務につきましては教育長の委任事務で処理したいと考えております。

規則改正の全体の説明は、以上になります。

具体的な改正部分は、前にお戻りいただきまして、新旧対照表の中で幾つか御確認いただきたいと思っております。

まず、9ページを御覧ください。教育委員会会議規則の新旧対照表になります。第1条の2、こちらを御覧くださいとありますが、右側の改正案では「教育長は、これを主催する」と改めております。以下、同様に「委員長」を「教育長」と変えているところがございます。

13ページを御覧ください。第36条です。これまで会議録の作成について規則に定めていましたが、公表につきまして、右側の改正案にあるように「インターネットの利用、その他の方法により公表するものとする」と規定をいたしました。

それから、何枚か飛びまして、24ページです。教育長に委任する事務等に関する規則の新旧対照表ですが、先ほど御説明しましたとおり、左側の現行の第2条の(6)のところ「教育財産の取得申出に関する事」を、改正案では削除しております。削除することによって、教育長の委任事務に変更するものでございます。

それから、おめくりいただきまして、26ページ、こちらが一番下のところです。第6条に、新たに「報告」という条文を設けております。

また、この機会に、全体を通じまして条文の文言の整理をしております。それにつきましては、下線の部分が全て該当しております。

以上、御確認いただいた上で御審議をよろしくお願いいたします。

今田委員長

所管課から説明が終了しましたが、御質問等ございましたらどうぞ。よろしいですか。どうぞ。

間野委員

委員長が教育長に置きかえられるということについては、全く異議はございません。事務の簡素化とか電子化という話がありまして、例えば会議規則第1条の2の(2)の議案のあらかじめの告示とか、あるいは10ページ、第2章の第12条の議事日程の委員への通知といったことに関しては、別にこの規則の中に盛り込まなくても電子化というものはできると解釈して良いのでしょうか。

伊東総務課長

はい。そのように考えております。

間野委員

はい、分かりました。

今田委員長

他にございますか。よろしいですか。

では、本件については、ここに至るまで何度か状況報告をいろいろ伺っていま

したから、それで御理解をいただいているものと思います。

それでは、特に御意見等がなければ、教委第79号議案については原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、原案のとおり承認します。

御苦労さまでした。

次に、教委第80号議案「博物館法施行細則の制定について」所管課から説明をお願いします。

高倉教育政策  
推進等担当部  
長

教育政策推進等担当部長の高倉です。よろしくお願ひいたします。

それでは、教委第80号議案「博物館法施行細則の制定について」御説明させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、提案理由でございます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律として、いわゆる第4次の地方分権一括法が平成27年4月1日に施行されることとなります。これにより博物館法が改正されまして、市内に所在する博物館等の登録等の業務を神奈川県から横浜市に移管されることに伴いまして、博物館法の施行細則を制定するために提案させていただくものでございます。

詳細につきましては、生涯学習文化財課長から御説明させていただきます。

石田生涯学習  
文化財課長

生涯学習文化財課長、石田でございます。よろしくお願ひいたします。

では、3ページの資料に基づきまして、説明をさせていただきます。

博物館法施行細則の条文を御覧ください。今お話しさせていただきましたように、博物館の登録及び相当する施設の指定に関して定めるもので、趣旨から始まりまして、第2条が登録原簿の様式、第3条が申請書の様式、下のほうへ行きまして、第4条が登録要件の審査方法です。ページをおめくりいただきまして、第5条が変更届出、第6条が廃止の届出、そして第7条が博物館相当施設指定申請書の添付書類の内容、さらには要件欠如の報告、公告委任ということで、一通りの内容をこのように定めさせていただきますと思います。

続きまして、6ページを御覧ください。細則に基づく様式が続きます。6ページが博物館登録原簿の様式。7ページが登録の申請書。おめくりいただきまして、8・9ページが建物・土地の面積あるいは資料の目録。10ページは職員の名簿。11ページは変更の届出書。12ページは廃止届出書。13ページは指定要件欠如報告書として、各様式を定めさせていただきますと思います。

さらにおめくりいただきまして、14ページに博物館法施行細則の制定について、もう少し詳しい内容をまとめさせていただいたものがございますので、こちらで概要を説明させていただきます。

まず、1、趣旨でございます。先ほどお話しいたしましたように、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第4次一括法、これが今年の6月に公布されまして、このうち博物館法の一部改正が今年の4月1日に施行されます。従来は博物館の設置に際しての登録、これは博物館に所在する都道府県教育委員会の申請が必要ということでございましたが、同法の改正によりまして、指定都市である横浜市に所在する博物館については横浜市教育委員会へ博物館登録等の権限が移譲されることになりました。これを踏まえまして、博物館登録の手続を定めるために博物館法施行細

則を制定するものでございます。

続きまして、2、都道府県から指定都市へ移譲された事務・権限でございますが、指定都市の区域内に所在する博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に係る事務・権限でございます。

内容は、3にありますとおり、博物館法施行細則の概要について、先ほどざっと御覧いただいたところでございますけれども、博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関する必要な事項を、1から8まで、内容として定めさせていただきたいと思っております。

なお、この施行細則の制定に伴いまして、審査の基準についても合わせて設けますので、参考に資料を添付させていただいております。

一つが博物館の登録審査基準、もう一つが博物館に相当する施設指定基準でございます。いずれも17ページ以降と20ページ以降に該当する内容を付けさせていただきます。

今回お諮りいたしますのは、その元となる博物館法施行細則についてでございます。参考に審査基準、指定基準を付けさせていただきます。この細則の施行予定日ですが、4月1日を予定しております。

次のページに、先ほど御説明いたしました登録博物館と相当施設の主な相違点につきまして、簡単にまとめさせていただきます。16ページに、表の形でまとめさせていただきます。

一番上が登録博物館及び博物館相当施設、そしてそれ以外の博物館類似施設として分けております。特に、設置主体あるいは職員、年間開館日数、施設等といったところで、登録博物館あるいは博物館相当施設などとの違いが見て取れます。

表の一番下のところに、横浜市内の登録博物館が6館、相当施設が5館、具体的な内容を挙げさせていただきます。特に、具体例を申し上げますと、一つ上のところに「特例措置」と書いておりますが、この部分が登録博物館あるいは相当施設、それ以外、と顕著に違うところでございます。

これらにつきましては、恐縮ですが、15ページ、1枚お戻りいただきまして、2番目の5、登録博物館・博物館相当施設に対する特例措置として詳細に書かせていただいております。

まず、(1)登録博物館のみに適用される特例措置でございますが、地方税法による地方税の減免措置、さらには関税定率法による無条件免税ということで陳列する標本・参考品の輸入関税が免除されるといったものがございます。

また、(2)登録博物館あるいは博物館相当施設の双方に適用される特例措置としまして、絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律による希少野生動植物種の譲渡し等の優遇措置、また美術品の美術館における公開促進に関する法律の適用といったことで、動物園や美術館に関する特例措置がございます。

それでは、施行細則等の制定の説明に戻らせていただきます。6番目、意見公募の実施についてですが、今年の2月から3月にかけて30日間、要項に基づきまして意見の公募をさせていただきましたが、特段出された意見はございませんでした。

最後になりますけれども、7番目、関係法令等について、博物館法から以降を挙げさせていただきます。

それから、大変申し訳ございません。(6)の後が(8)になっておりますけれども、(7)(8)の番号がずれてございます。特段(7)が抜けているわけではございませんで、8つ挙げさせていただきます。とりわけ(6)(7)(8)に当たる部分ですが、これは県が従来設けている規則等でございます。こ

れらをひな形にいたしまして今回の細則等をつくらせていただいておりますので、参考までに御紹介させていただきます。

説明は、以上でございます。

今田委員長

所管課から説明が終了しました。  
御質問等ございましたらどうぞ。

坂本委員

今頃規則のつくり方を伺って申し訳ないのですが、今読んでいてふと不思議に思ったことがあります。この博物館とか博物館相当施設というのは、別に登録しなければ存在できないものではないですよ。普通、登録業者と言った時に、登録していないものは非登録となりますので、その場合は1ランク格が落ちるか、ないしは潜りになるのですよ。ですから、私どもの常識で言うと、市民といいますか、この規則を知らない者の常識で言うと、登録博物館というのはきちんとしたもので、それ以外はきちんとしていない、と思ってしまうのですが、これはそうではないですよ。

以前にも御説明いただいたかと思いますが、何のために登録するかというと、特典を得られるために登録するわけですよ。そういうことでしたら、どうしてこの法制が、博物館または博物館相当施設に対する特例措置についての規則であって、登録はしないのでしょうか。規則をつくっておいて、もし、こういう特例措置を受けたいときは、博物館は登録をしなければいけないというようにしないのでしょうか。あらかじめ登録博物館とか非登録博物館という区別はないんですよ。助成を受けたい時に、登録しなくても届け出ることができて、その助成の基準に合うか合わないかを見てもらえば、登録などする必要はないんですよ。基準に合っていれば助成が受けられる、合っていなければ受けられないと。ここで「登録」という文字がこんなに立派に座っているのは、何か経緯があるのでしょうか。

高倉教育政策  
推進等担当部  
長

はっきりとした説明ではないかもしれませんが、博物館の中には民間のものもたくさんございまして、例えば税金による優遇だけではなくて、登録されることによる社会的な信用を得られるといったことがあるので、恐らく登録をやられているのではないかと考えています。

坂本委員

ちょっと不思議ですね、登録というのは、もう少し法的なものですから。登録したほうが信用されるというだけのことであるならば、登録するのは物すごく自信のない施設ということになるのではないのでしょうか。物すごく自信がある施設は登録しないですよ。登録しなくてもきちんと世間に認められるわけですから。そうでないところは、登録しようとしても審査に落ちてしまうでしょう。

何となく、登録の衣を着て存在しよう、というところがあるのではないのでしょうか。実益があるのは分かりますが、私の知っている登録の制度とは全然違うものですから、そんなふうに感じました。別にこの審議の妨げをするつもりはありません。

今田委員長

素朴な疑問に答えられる点がありましたら、また教えていただければと思います。

よろしいですか。

それでは、本件について御意見等がなければ、第80号議案については原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、原案のとおり承認します。  
御苦労さまでした。

次に、第81号議案「横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について」所管課から説明をお願いします。

西野職員課長

職員課長の西野です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案書に沿って御説明いたします。第81号議案「横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について」提案いたします。

1枚めくっていただきますと、裏側に提案理由を付けてございます。提案理由は、平成27年度の組織機構改革等に伴い、横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正いたしたく、機構改革を踏まえながら一部改正をさせていただこうというものです。

この資料の一番最後、11ページの後ろに、主な改正項目を付けてございます。主な改正項目としましては、国際教育課の新設に伴う分掌の変更、それから情報教育関連の事務分掌についてです。一番最後に、一枚資料が付いているかと思えます。情報教育関連の事務分掌を、指導企画課から指導主事室に移管します。また、先ほど説明がありましたけれども、県からの権限移譲によって博物館の登録等に関する事務分掌が新たに設定されましたので、それについて規定していきます。その他、改正項目として、教育長の職務代理に係る規定の関係等がございます。

新旧対照表で御説明させていただきたいと思えます。6ページを開いていただけますでしょうか。

左側が現行の規則、右側が改正案となっております。右下の枠の中に、指導部と書いてあります。その下、指導企画課の下にアンダーラインを引いてありますところを御覧ください。国際教育課を新たに設置いたします。国際教育課の業務内容は8ページの右下に規定してございます。

第1号として、国際教育に係る企画及び事業の総合調整に関すること、と記載してございます。こちらが新たに規定された事務分掌となります。このほか、第2号以下につきましては、元々指導企画課が行っていた業務で、小学校及び中学校の国際教育に係る企画及び実施に関すること。また、次のページになりますが、第3号として、外国語教科等の研修に関すること、第4号として、姉妹都市との教育交流事業に関すること、といったものについては、引き続き国際教育課が担っていく事務分掌としております。

その後になりますが、先程もお話した情報教育関連につきましては、ちょうどその下、9ページの国際教育課の少し下と真ん中辺りの上に指導主事室、と書かれているところを御覧ください。指導主事室で第8号、第9号と書かれておりますが、教育の情報化に係る企画及び教職員の研修に関すること、といった業務につきましては、今まで指導企画課で実施してございましたけれども、教育課程や授業改善の支援などを担っている指導主事室に業務を移管し、単にシステム的な構築をしていくということだけではなく、ICT教育を教育内容とともに進めていこうと考えております。

また、ページを戻っていただき、7ページを御覧ください。

7ページの右下に「(第9号省略)」と括弧で書かれております。その下の生涯学習文化財課の事務分掌ですが、その第4号に、博物館の登録等に関するこ

と、とあります。これが先ほど御説明いたしました内容で、新たに業務として設置いたしました。

以上が、主な改正項目ですが、このほか、10ページ、第5条の職務の代理の部分を御覧ください。左側に、今までの職務代理についての規定が書かれております。教育長に事故等があるときには「教育次長」が、その職務を代理するとなっておりますが、先ほど説明がございましたとおり、今後、職務代理は「教育委員」の方が行うことで、この部分については削除しております。

以上が、主な改正となっております。

また、国際教育課につきましては、グローバル人材の育成や、それから足元で行っている多文化共生について、今年度市長部局でも国際局が設置されますが、それと連携しながら教育行政として進めていくこともあり、新たに設置したものです。

以上でございます。

今田委員長

所管課から説明が終了しましたが、御質問ございましたらどうぞ。

間野委員

今の職務の代理についてですが、前の規則の説明の際も、教育長の代理が委員の中で定められていましたけれども、常勤職の教育長を非常勤職員が代理することというのは、現実的に可能なのでしょうか。私は教育委員会会議の時の職務代理だけだと理解していたのですけれども、今後は事務局の業務そのものの職務代理を行うのですか。それは可能なことなのか。

伊藤担当理事  
(総務部長)

法律で整理しますと、教育委員の中から教育長が指名するというのが新しい法律の規定でございます。そうすると、もし仮に教育委員の中で物理的に事務局を統括するのが可能でなければ、さらに事務局の職員を指名してその職員に行わせることができるという法律の規定がございます。

間野委員

教育次長が担うのが、この場合は現実的な気がするのですけれども、あえて変えなければいけないのでしょうか。法律の整合性の観点から、必要なのですか。

伊藤担当理事  
(総務部長)

はい、そうです。法の規定では、今度、教育長の重責を担うという職務を教育委員の方が職務代理をするという規定になってございます。

間野委員

現実的には、会議の時には誰かが代理で議長役をやるというのは分かるのですけれど、しかも事務局の業務の時にも代理ができなければ、さらに誰か部長職とか次長職に担ってもらおうというのは、委任になるのでしょうか。どういう仕組みになるのですか。

伊藤担当理事  
(総務部長)

規則では、委任になります。  
趣旨からすれば教育長の権限が一本化されて、ある程度強化されます。その中で、強化するという趣旨からすれば、やはり教育委員の方々にまず職務代理をしていただくことになると思います。指名も教育長が行うこととなります。ただ、物理的にそういう事務局の職員の仕事等、なかなか困難な事務の場合においては、事務局の職員を指名して委任するという流れになります。

間野委員

可能であれば、本当に代理をすることができるということなのですね。

伊藤担当理事 (総務部長)	はい、その通りでございます。
間野委員	分かりました。ありがとうございます。
今田委員長	よろしいですか。 それでは、本件について、第81号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
各委員	<了 承>
今田委員長	では、原案のとおり承認します。御苦労さまでした。 次に、第82号議案「横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部改正について」です。
西野職員課長	それでは、引き続き御説明いたします。 第82号議案「横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部改正について」につきまして、裏側の2ページに提案理由が書かれております。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、常勤の特別職職員となる教育長の勤務時間等を定め、横浜市教育委員会の任命に係る再任用職員の一部について勤務時間を変更する等のため、勤務時間等に関する規程の一部を改正するものです。 この資料のやはり一番後ろに、主な項目を書いた紙を一枚付けております。新教育長の勤務時間等を新たに規定、それから図書館に雇用されている再任用職員の勤務時間の追加といったものが、主な改正項目でございます。 新旧対照表で御説明いたします。5ページを御覧ください。 左側が現行ですが、真ん中辺りに勤務時間等とありまして、第2条と書いてございます。そこには「職員」の勤務時間その他の勤務条件等の身分取扱、服務等について書かれております。右側では、第2条の中に「教育長及び職員」と書かれてございます。現行の教育長につきましては、特別職であるとともに一般職員としての身分も有しておりましたので、この職員の中に入っていました。今度、常勤特別職として法改正により規定されておりますので、教育長という常勤特別職の勤務時間を改めたという点だけの改正でございます。内容的には大きく変わっておりません。 それから、6ページを開いていただきますと、こちらは細かな表になっておりますけれども、再任用職員の勤務時間等を定めたものです。この表は図書館の勤務が主なものなのですが、ちょうど真ん中辺りの企画運営課というところにラインが引いてあります。企画運営課には新たに週4日勤務の再任用職員が配置されるということで、そのためこちらに「勤務を要しない日」この部分を加えました。アンダーラインを引いてある部分です。従前からある制度の中で企画運営課に職員が配置されたということで加えたものです。 以上が、主な改正点でございます。
今田委員長	所管課から説明が終了しました。 御質問等ございましたらどうぞ。よろしいですか。 特に御意見等がなければ、第82号議案については原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、原案のとおり承認いたします。  
御苦労さまでした。

次に、第83号議案「横浜市教育委員会行政文書取扱規程の一部改正について」所管課から説明をお願いします。

伊東総務課長

それでは、総務課より御説明いたします。

横浜市教育委員会行政文書取扱規程の一部を改正いたします。1枚おめくりいただきまして、2ページに提案理由がございます。平成27年度の組織機構改革等に伴い、横浜市教育委員会行政文書取扱規程の一部を改正したいので提案するものでございます。内容につきましては、新旧対照表で御説明をいたします。

まず、5ページを御覧ください。

こちらの一番下の行にあります。機構改革等に伴いまして、事務の所掌が総務局の「法制課長」から「総務局しごと改革室行政・情報マネジメント課長」に変更になりますので、この変更を加えているものでございます。

それから、6ページを御覧ください。

真ん中あたりの現行の規程ですけれども、総合行政ネットワーク文書というのがございます。これは地方公共団体の庁内LANを相互に結びまして、セキュリティー管理のもとで情報のコード利用を行うというふうになっております行政専用のネットワークですが、現在これの基盤となります電子文書交換システムが既に廃止されておまして、現在該当する文書がありませんので、この機会にこの(8)については削除をいたします。

それから次に、10ページを御覧ください。

こちらは機構改革に伴う変更でして、下のほうに下線を引いてありますとおり「病院経営局」が「医療局病院経営本部」に変わりますので、それに伴い変更するものでございます。

以上の変更点をほかの場所でも幾つか変更しておりますので、御確認をいただければと思います。

説明は、以上です。

今田委員長

所管課から説明が終了しました。  
御質問等ございましたらどうぞ。

特に御意見等がなければ、第83号議案については原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、原案のとおり承認します。  
御苦労さまでした。

次に、第84号議案「学校運営協議会を設置する学校の指定について」所管課から説明をお願いします。

入内嶋指導部長

指導部長、入内嶋でございます。よろしくお願いたします。

それでは、教委第84号議案「学校運営協議会を設置する学校の指定について」でございます。

長谷川指導企  
画課長

詳細を、担当課長から御説明申し上げます。

指導企画課長の長谷川です。

新規に学校運営協議会を設置する学校指定について、御説明をいたします。

ページをおめくりいただき、裏面の2ページを御覧ください。

提案理由は、学校運営協議会の設置等に関する規則第3条の規定に基づき、戸部小学校ほか4校を、学校運営協議会を設置する学校として指定したいためでございます。

次に、3ページを御覧ください。

対象校は、戸部小学校、上菅田小学校、万騎が原小学校、大綱小学校、中川中学校の5校でございます。指定日は27年4月1日で、30年3月31日までの指定になります。

それでは、各校の申請概要に移ります。1校ずつ特徴的なところを取り上げて御説明いたします。

ページをおめくりいただき、4ページを御覧ください。

初めに、戸部小学校です。校長は、有馬武裕校長です。学校教育目標は、「それぞれが飛べ みんなで翔べ ゆめいっぱい戸部」を掲げています。

2の設置のねらいですが、創立135年の伝統があり、新旧一体となった特性を持つ地域において、保護者や地域住民等が学校運営に一体となって参画していきながら、「子どもが主人公の学校づくり」を推進していく狙いがございます。

続いて、5ページの5、学校運営協議会運営組織を御覧ください。

委員は、15名で構成されています。委員構成の特色としては、地域の結びつきを大切にしたいという学校長の意向を反映し、地域住民の方々が12名と多く委員として入っております。学校長も委員として入っております。ほかの運営協議会も同じように、校長が委員として入っております。運営組織についてですけれども、組織図にございますとおり、協議会内に学校評価、連携・広報、学校支援の担当を置き、課題別の協議を行い、下部組織や関連組織と深く連携し、学校運営を補佐していく組織となっております。

ページをおめくりいただき、6ページを御覧ください。

運営協議会の会則でございます。これまでの設置校同様、横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則に沿った会則になっております。ほかの4協議会についても同様な会則になっております。

次に、7ページを御覧ください。

上菅田小学校です。校長は、縣利一校長です。学校教育目標は、「心かがやく上菅田の子」です。

2の設置のねらいですが、戸部小学校と同じく、学校を取り巻く地域が新旧一体となった特性を持っています。古くからの住民が中心となって学校を支援する意識が高く、協議会の設置を通して幼保小連携や、食育を中心とした教育の推進を図りたいという狙いがございます。

ページをおめくりいただき、8ページの5、学校運営協議会運営組織を御覧ください。

15名の委員構成になっております。委員構成の特色としては、地域住民、保護者、学識経験者をバランスよく入れることにより、様々な立場からの意見を取り入れながら学校運営の改善を図るという点にあります。

ページをおめくりいただき、10ページを御覧ください。

運営組織でございます。協議会内に地域連携、防災安全、学習支援の3つの委員会を設置し、校内の組織や地域コーディネーターによって、地域の関連組織が

連携して学校運営を補佐していく組織になっております。

次に、11ページを御覧ください。

万騎が原小学校です。校長は、板垣嘉一郎校長です。学校教育目標は、「明日を創ろう！笑顔 あいさつ 心くばり」です。

2の設置のねらいですが、「子ども自然公園」に隣接した学校として、環境教育や教育水田での稲作活動を近隣校や地域、PTAの協力のもとに行っており、今後も連携・協働をより推進・強化することで、学校運営の改善と教育活動のさらなる充実を図っていくことを狙いとしております。

ページをおめくりいただき、12ページの5、学校運営協議会運営組織を御覧ください。

15名の委員組織になっております。委員構成の特色としては、教育水田指導員や学援隊の代表が入り、PTAと地域・近隣校が一体となって、学校周辺のパトロールや、教育水田を活用した環境教育に取り組んでいる学校の特徴を反映した委員構成になっております。運営組織の組織図にございますように、協議会内に地域連携、教育支援、教育水田の3つの委員会を設置し、下部組織や関連組織と連携して学校運営を補佐していく組織になっております。

ページをおめくりいただき、14ページを御覧ください。

大綱小学校です。大綱小学校は、平成26年度より文部科学省コミュニティ・スクールの推進に係る研究校の指定を受けております。校長は、前田隆校長です。学校教育目標は、「思いやりの綱」「元気の綱」「やる気の綱」です。

2の設置のねらいですが、創立141年の歴史があり、地域と結びつきが強く、新旧の住民が混在する中、世代を越えた地域の方々の教育力や人材支援力を活用し、学校と家庭の教育力の向上と充実を図りながら、保護者や地域の学校への一層の理解を深めることを狙いとしております。

次に、15ページの5、学校運営協議会運営組織を御覧ください。

委員の構成は、15名です。委員構成の特色としては、地域とともにある学校づくりの具現化に向け、地域の意見を学校運営に十分反映できるようにしたいとの学校長の意向があり、地域住民が11名と多くなっております。大綱小学校区の特徴をとらえた委員構成になっております。運営組織の組織図にありますように、協議会内に学校教育支援、健全育成、地域連携の3つの委員会を設置し、下部組織や関連組織と連携して学校運営をサポートしていく組織となっております。

ページをおめくりいただき、17ページを御覧ください。

中川中学校です。校長は、福田之男校長です。学校教育目標は、「夢や希望をもって自分の生き方を切り拓いていく生徒の育成を目指して」です。

2の設置のねらいですが、港北ニュータウン北東部に位置し、古くからの住民と新しく移り住んできた人とが混在する地域の中の学校で、同窓生やPTAのOB・OGによる信頼感・連帯感が強固であり、その中で近年は学校への要望が増え、内容も多岐にわたることから、地域の教育力を生かした学校運営を展開し、学校、保護者、地域がより一層理解を深め、地域とともにある学校づくりを目指していくことを狙いとしております。

ページをおめくりいただき、18ページを御覧ください。18ページの5、学校運営協議会運営組織を御覧ください。

委員は、13名です。委員構成の特色としては、既存の学校評議員会を母体としながら、学校のことをよく知っている歴代のPTA会長を地域住民の枠に入れることで、より実効性のある地域からの意見を集めたいという学校長の意図がございます。設置初年度は13名での出発ですが、協議会の要請、学校運営の改善状況を見ながら、今後は委員数を15名まで拡大していくことも視野に入れておりま

す。運営組織ですが、協議会内に地域連携、学習支援、生活支援の3つの専門委員会を設置し、各部会と連携して学校運営をサポートする組織となっております。

簡単ではございますが、御説明は以上となります。

なお、つけ加えとなりますが、今回の設置により、学校運営協議会の設置は、累計で124校105協議会となります。よろしく願いいたします。

今田委員長

ありがとうございました。

所管課から説明が終了しましたが、御質問等ございましたらどうぞ。よろしいですか。

では、1つだけ。新年度になって、運営協議会の情報交換といったことは、また何かの時にやるのですか。

長谷川指導企画課長

はい。設置校説明会などで情報交換を行います。

入内嶋指導部長

補足をよろしいですか。

各方面で学校運営協議会の情報交換を行う際に、今後、学校運営協議会を立ち上げたいとか、もう少しその意見を聞きたいという場合がございますので、協議会の良さを知ってもらうためにお声掛けをして、これから設置をしようと思っている学校も過去には参加していただいて、参考にしております。

今田委員長

よろしいですか。

それでは、本件について特に御質問がなければ、第84号議案については原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、原案のとおり承認します。

次に、第85号議案「学校運営協議会を設置する学校の再指定について」所管課から説明をお願いします。

入内嶋指導部長

それでは、引き続き、教委第85号議案「学校運営協議会を設置する学校の再指定について」ということで御説明をさせていただきます。

担当の課長から、説明をよろしく願いします。

長谷川指導企画課長

では、続いて、学校運営協議会再指定校の設置について、御説明をいたします。

ページをおめくりいただいて、2ページを御覧ください。

提案理由ですが、横浜市立学校における運営協議会の設置等に関する規則、第3条の規定に基づき、上の宮中学校ほか35校を、学校運営協議会を設置する学校として再指定したいためでございます。

3ページを御覧ください。

再指定する学校です。36校31協議会になります。指定日は、27年4月1日から30年3月31日までの指定となります。

ページをおめくりいただき、5ページを御覧ください。

再指定につきましては、6ページ以降に各学校からの再指定申請書と実施報告

書等が出されておりますが、校数が多いため、1校ずつではなく、5ページにまとめた資料を使って御説明をいたします。

初めに、申請校数でございます。今回の再指定の申請校は、小学校が22校、中学校が12校、高校が2校、計36校（31協議会）の再指定申請となります。

次に、再指定校のこれまでの主な成果と課題でございます。各校それぞれ協議会設置の状況や地域性などが異なり、各校の様々な成果や課題が挙げられておりましたが、比較的多く取り上げられたものを御報告いたします。

成果として、4点ございます。

まず、1つ目ですけれども、学校が気づかない様々な視点や専門的な見地から、教育活動の現状分析や提言等をもらい、具体性を持った実践に結びつき、学校が活性化したということです。具体的には、学校運営協議会の組織が機能して地域防災と学校防災の協働的な取組が行われたり、地域の方も授業参観に来られるようになったなどの例も挙げられていました。

2つ目です。学校運営協議会の関連組織と協働して活動することによって、様々な立場の方からの意見を集約でき、学校運営改善の手だてが具体化したということです。これは自治会・町内会等の地域の方や学識経験者など様々な異なった立場の方からの意見をいただくことで、より具体的な手だてを講じることができ、学校運営の改善に生かすことができたなどが挙げられていました。

3つ目は、学校運営協議会ニュースなどで、学校運営協議会が行った活動や取組を積極的に発信し、学校運営について地域の理解が深まったということです。これは学校運営協議会で話し合われた内容や下部組織の取組を発信することで、家庭や地域から多くの理解と協力が得られたことなどが挙げられていました。

4つ目です。改善の視点だけではなく、学校の良さを見つけて学校を後押しするなど、教職員のモチベーションを上げることができたことが挙げられております。

以上、4点は、どれも学校運営協議会の設置の趣旨にかなったものでございます。

また、課題についてでございますが、2点ございます。

1つ目は、学校がより一層信頼性、妥当性のある学校評価を実施し、学校運営の改善を図るため、学校運営協議会の委員による学校関係者評価の内容や方法、時期等を工夫する必要があるということです。

2つ目は、行政区が複数にまたがったり、自治会数が多かったりする地域では、課題についての共通理解や、地域のコミュニティーとしての意識醸成をさらに図る必要があるということです。

いずれも4分の1から3分の1程度の学校が挙げており、事務局としても課題解決のために今後支援をしてまいります。

この課題に対しまして、今後の取組です。

まず、1つ目の課題に対してですけれども、各校が授業公開等の機会を有効に活用したり、子供の教育活動を見る機会を増やしたりする中で、学校の経営方針や教育目標に照らして、子どもの姿や授業の在り方などをより具体的にとらえ、学校運営の改善につなげていけるような取組を進めていけるようにしたいと思っております。

2つ目ですけれども、2つ目も課題に対応した取組になります。学校運営協議会の取組や成果について、きめ細かに発信し、地域のみならず、幼稚園・保育所など他の機関や、小中ブロック内での連携をさらに推進する取組を進めていくように支援をしていきたいと考えております。

説明は、以上でございます。

今田委員長	所管課から説明が終了しました。 御質問等ございましたらどうぞ。
西川委員	すみません。再指定だけではないのですが、関連して、よろしいですか。
今田委員長	どうぞ。
西川委員	学校運営協議会は立ち上げたけれども、学校によっては、地域を分断したり、またがったりしているところがありますよね。そういうところも少し考慮していただけると良いと思います。協議会をやりたいけれども、うまくいかないところもあるように思います。よろしくお願ひしたいと思います。
今田委員長	どうぞ。
長島委員	今、御報告いただいた概要は、学校長が全て答えた内容というか、学校から出てきているということは、学校長がまとめているということになりますよね。
長谷川指導企画課長	学校長も入っていますので、協議会の中でまとめて出させていただいています。
長島委員	入っていても全て住民だったり、委員の声が含まれているといった成果である、ということでしょうか。
長谷川指導企画課長	そういうことです。
長島委員	成果、課題とをそれぞれの協議会がまとめたのですね。
長谷川指導企画課長	はい。
長島委員	その中で、やはりこの課題も問題点の一つであると思います。先ほど新規設置が承認されたところに対しては、今後、振り返りがなされていかなければならないと思います。また、課題が出ているけれども、それをどう克服して良いかというレクチャー等がないように思います。私たちが課題を提供しているのに、それをどう解決したら良いかという道筋が、まだ余りないと思うのです。ただ「やりなさい」と言うのではなく、その部分も今後、やはり積極的に進めていかなければならないと思います。具体的な方法として何かあるのですか。
長谷川指導企画課長	先ほども少し申し上げましたように、今後は設置をした後のケアといいますか、支援ということでは、やはり方面の学校教育事務所と連携しながら、設置した学校が十分に機能するように、あるいはまた、これから設置したい学校も含めてですけれども、その学校の協議会の状況等をしっかり把握しながら、それぞれの状況に合わせた支援をしていきたいと考えています。
長島委員	学校によって、協議会によって、本当に全然違うと思うのです。当然、生まれ

てくる課題も構成メンバーによっても違ってきますので、どこをどう支援したら良いか、こちら側が見えていないところがあると思いますので、各方面事務所の所長であるとか、学校を見ている指導主事なら、よく分かっていると思うのです。その辺をちょっと勉強しつつ、やはり今後さらに充実していただければなと思います。

今田委員長

どうぞ。

間野委員

個別のことは望ましくないのかもしれないのですが、15ページ、元街小学校についてです。3年前でしたでしょうか、最初に指定する時に、確か小中合同で申請の希望があったような気がします。

なぜそう申し上げたかという、協議会を港中学校で開催しているからです。この地区は1小1中ではありませんし、そういうのはいかがなものかということで、1小だけにした経緯があったという記憶があるのです。でも現実にはやはり港中学校で開催をしています。元街小学校からは仲尾台中学校にも行くのでしょうか。だから、その両方があるのかもしれないのですが、これがやはり現実的なことならば、1小1中で3年経っても何かまだそこがくすぶっているようであれば、相談に乗って解決してあげられる方法はないのだろうか、と行ってしまいます。

長谷川指導企画課長

元街小学校ですけれども、学区は港中学校と仲尾台中学校と分かれていますので、きっと港中学校に行く子どもの数の方が多いと思います。その辺も今後、元街小学校の状況に応じて支援できるようにしていきたいと思います。

間野委員

3年前にそういう理由で少し時期尚早ではないか、という判断を教育委員会が行った経緯があるのですけれども、一緒にやった方が良いのであれば、そういう方法も検討してみたらいかがでしょうか。回数もそれほど多くはないですし、何かそこが足かせになっているようであれば別ですが、確かに複雑な入り組んだエリアではあるのですが、次の再指定時にはそれを認めてあげるような方法があっても良いのではないかと思います。

長谷川指導企画課長

学校の状況をしっかり把握して支援していきたいと思います。

今田委員長

他にございますか。

それでは、御意見等がなければ、第85号議案については原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、原案のとおり承認します。

以上で、公開案件の審議は終了しました。

それでは、委員の皆さんから何かございますか。よろしいですか。では、事務局から、何か報告事項はありますか。

伊東総務課長

次回の教育委員会定例会は、4月3日の金曜日、午前10時から開催する予定です。よろしくお願いいたします。

今田委員長

皆さん、よろしいでしょうか。

それでは、次回の教育委員会定例会は4月3日、金曜日の午前10時に開催する予定です。別途通知しますので、御確認ください。

次に、非公開案件の審議に移ります。

傍聴の方は御退席願います。また、関係部長以外の方も御退席ください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<非公開案件審議>

教委第86号議案「学校運営協議会委員の任命について」

(原案のとおり承認)

教委第87号議案「学校運営協議会委員の任命について」

(原案のとおり承認)

教委第88号議案「教職員の人事について」

(原案のとおり承認)

教委第89号議案「教育委員会事務局職員の人事について」

(原案のとおり承認)

今田委員長

本日の案件は以上です。

これで、本日の教育委員会臨時会を閉会といたします。

[閉会時刻：午後4時40分]